

新型コロナウイルス感染症への対応により日中活動系事業所が
在宅支援を提供する場合の留意点について（2）

新型コロナウイルス感染症への対応により日中活動系事業所が在宅支援を提供し、介護給付費を請求する場合の要件について、質問のあった事項について周知いたします。

問1 4月中に既に提供した在宅支援の介護給付費等については、在宅支援の要件に合致しない場合でも請求可能か？

（答）

4月30日提供分までは高崎市の示した在宅支援の要件に合致していなくても、請求可能。但し、記録がない場合等の明らかに不備がある場合はこの限りではない。

問2 在宅支援計画が高崎市の示した要件に合致しておらず、修正が必要となった場合、いつから請求可能か？

（答）

修正した在宅支援計画を確認し、問題ないと判断された日付から請求可能。

問3 定期的に利用者が通所または、職員が訪問することは必須か。また、利用者の強い意向により通所できず、訪問も拒否されたが、電話にて健康確認等を行った場合請求可能か？

（答）

原則として週に2日以上通所を必要とする。週に4～5日通所の場合2日以上、1～3日通所の場合1週間の他事業所も含む利用状況を勘案した日数通所とする。これは毎週決まった曜日に必ず通所しなければならないことを示しているのではなく、通所を要する日数を同月中に満たせばよいものである。但し、偏りのないように通所すること。

また、利用者の強い意向により通所できず、訪問も拒否されたが、電話にて健康確認等を行った場合は高崎市の示した要件に合致しないため請求不可。

問4 在宅支援における利用日の電話又は訪問による連絡は、1回電話連絡をすれば足りるか？

（答）在宅の場合は原則として当日の利用開始時間及び利用終了時間の最低2回の電話又は訪問により利用者の活動状況を把握すること。

問5 在宅支援計画提出に係るヒアリングは直接窓口で行わないと受け付けないか？
電話等で代替できるか？

(答)

ヒアリングは言葉の行き違いを避ける目的で複数人でお話を伺いたいため、対面での実施とする。